［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［略］	四～十二

別表第二の二（第三条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	保存
一～三	［削る。］

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
一～四	［略］

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十二条第一項の規定による証書の正本又は謄本の保存	四
公証人法第四十五条の規定による証書原簿の保存	五
公証人法第五十八条ノ二第四項の規定による証書の保存	六
公証人法第六十一条の規定による認証簿の保存	七
公証人法第六十二条ノ三第三項の規定による定款の保存	八
公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十八条の規定による確定日付簿、信託表示簿、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送達関係書類綴込帳及び計算簿の保存	九
公証人法施行規則第二十五条第二項に規定する書類の保存	十
指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第十九条に規定する書類の保存	十一
［同上］	十二～二十

別表第二の二（第三条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	保存
一	公証人法第二十五条第一項の規定による証書の原本の保存
二～四	［同上］

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
一～四	［同上］

［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［略］	五～十

別表第三の二（第五条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	作成
一～四	［削る。］

別表第四（第八条関係　法の適用対象のもの）

［略］

［別表を削る。］

公証人法第四十六条の規定による証書原簿の作成	五
公証人法第六十一条の規定による認証簿の作成	六
公証人法施行規則第十八条の規定による確定日付簿、信託表示簿、送達関係書類綴込帳及び計算簿の作成	七
公証人法施行規則第二十五条第二項の規定による書類の作成	八
指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第十九条の規定による書類の作成	九
［同上］	十～十五

別表第三の二（第五条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	作成
一	公証人法第二十五条第一項の規定による証書の原本の作成
二～五	［同上］

別表第四の一（第八条関係　法の適用対象のもの）

［同上］

別表第四の二（第八条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	縦覧等
一	公証人法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の原本の縦覧
二	公証人法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の縦覧